

# 業務用無線 LAN 整備業務委託 仕様書

## 第 1 章 業務内容

### 1. 契約件名

横浜市立大学附属病院 業務用無線 LAN 整備業務委託

### 2. 契約期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### 3. 目的

横浜市立大学附属病院（以下「附属病院」という。）内に業務用無線 LAN 環境（本学職員が利用する無線 LAN 環境）を整備するため、無線 LAN アクセスポイントを設置し、その無線 LAN アクセスポイントまでの配線を敷設する。

### 4. 作業内容

	作業内容	備考
1	無線 LAN アクセスポイントの設置場所やネットワーク構成の設計を行うこと。	「5 無線 LAN 設置範囲」で示す範囲で Wi-Fi を支障なく利用できるように、設計すること。
2	無線 LAN アクセスポイントの設置・設定を行うこと。	①附属病院の既存システムには、無線 LAN を使用しているものがある。既存システムと干渉を起こさないよう、無線 LAN の利用周波数（チャンネル）を設定すること。 ②設置工事は、診療などに支障を来さないよう附属病院と日時を調整すること。
3	接続について動作確認を実施すること	院内の他システムで利用する無線電波の帯域との干渉を生じさせないように調整を行うこと。

### 5. 選定機器仕様

- (1) 無線周波数は 5 GHz 帯、2.4GHz 帯 (IEEE802.11ac, IEEE802.11a/g, IEEE802.11n, IEEE802.11b) をサポートすること。
- (2) 無線暗号化については WPA2-PSK (AES) をサポートすること。
- (3) LAN インターフェースとして最低限 1000BASE-T を搭載すること。

### 6. 体制および作業計画書

受託者は、「4. 作業内容」で挙げる作業を履行するうえでの必要な体制を整備し、契約時に本学に対して体制図及び作業計画書を提出すること。作業計画書には、作業方法、作業項目、作業日程などの項目について明記すること。

なお、具体的な内容については、本契約が成立した上で本学と協議し決定するものとする。

また、管理責任者を定め、すべての作業について、予め本学と協議のうえ決定し、作業実施者に指示を行うこと。

## 第 2 章 補足事項

### 1. ドキュメントについて

「第 1 章 4. 作業内容」で挙げる作業については、以下のドキュメントを提出すること。

データ形式は Microsoft Office (Word, Excel, Powerpoint 等) 形式、又はテキスト、HTML 等の形式とし、提出後に本学で編集加工等ができるような形とするともに、提出の際は CD 又は DVD で 2 式提出すること。

- (1) 無線 LAN 設定デザインシート 一式

## 2. 記載内容の確認について

前項で示したドキュメントの内容については、提出前に、体裁や様式、主な記載項目などについて本学に示し、その確認を受けた上で作成・提出に臨むこと。

また、場合によっては今後、附属病院内の他の業者にこの履行内容を共有し、運用・保守を依頼する可能性もあることから、成果物の記載内容に関する質問について、本業務の完了後も、最大6か月を限度に電子メールによる問合せには応じること。

## 第3章 注意事項

本業務委託に係る作業は、本章の内容に従い実施すること。

### 1. 全般事項

受託者は、本仕様書のほか、「委託契約約款」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるものに基づき作業を行う。

### 2. 入館、施錠について

本学施設への入館については、管理責任者が取りまとめ、人数、作業時間、作業場所、車（ナンバー、台数）を、あらかじめ本学に提示、また、各拠点の守衛所から入館バッチ等を受取る等、必要な入館手続きを取ることに。

MDF室（電話交換機室）やEPS室等に関しては、本学職員もしくは、各拠点の守衛所に依頼し開錠の上、入室すること。作業終了後は、簡潔な清掃等の原状復帰作業を実施し、施錠の確認をすること。

### 3. 機密保持について

本学から受託者に提供するすべての情報及び資料等は、本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこと。ただし第三者に開示の必要性がある場合は、開示方針や漏えいの防止策を明示し本学の承認を得ること。

### 4. 提言・助言と協力について

受託者は、本業務の実施方法に関して、より効率的な方法がある場合は、本学へ提言・助言を行うこと。

### 5. 疑義の解釈について

本業務において疑義が生じた時、または本仕様書に記載のない事項については、本学担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

### 6. その他

本学の施設には、教育・研究・医療の精密機器等が常時稼働しているため、作業を行う際は、十分に注意すること。特に、附属病院は、救急・外来等の一般の市民の方が来院する環境であり、病棟・救急医療施設など平日、祝祭日を含めて利用があるため、最善の注意を払うこと。

本学が許可していないネットワーク停止（医療情報ネットワークを含む）や、作業中の事故による損害が発生した場合は、受託者に賠償を求めることができることとする。

以 上